

議案第32号

友好都市協定の締結について

上記の議案を提出する。

令和元年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

友好都市協定の締結について

別紙のとおりソウル特別市中浪区と友好都市協定を締結する。

(説明) ソウル特別市中浪区と友好都市協定を締結するに当たり、目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出します。

別 紙

日本国東京都目黒区と大韓民国ソウル特別市中浪区との 友好都市協定書

日本国東京都目黒区と大韓民国ソウル特別市中浪区は、これまで多様な交流と協力により実現してきた友好親善関係に基づき、今後における両都市の発展と交流協力関係の強化を図るため、ここに友好都市協定を締結し、次の事項に合意する。

- 1 両都市は、相互理解と友好関係を増進させるため、お互いの意向を尊重しながら、積極的に友好交流を実施し、協力関係を発展させていく。
- 2 両都市は、文化・芸術、教育、スポーツ、経済、青少年、議会及び行政などの多様な分野で、様々な形式の交流と協力を行う。
- 3 本協定書は、代表者が変更になった場合においても、継続的に効力を有する。
- 4 本協定書は、日本語と韓国語で各2部作成し、両都市の代表者が署名し、署名した日から両文書は同等の効力を有する。

年 月 日

日本国
東京都目黒区
区長

大韓民国
ソウル特別市中浪区
区庁長

参 考

目黒区議会の議決に付すべき事件に関する条例抜粋
(議会の議決に付すべき事件)

第2条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) (省略)
- (2) 友好都市協定を締結し、又は解除すること。